

# 「山形沿岸海岸保全基本計画」変更案に対する意見募集の結果

## 1 意見募集期間

令和7年12月19日(金)～令和8年1月19日(月)

## 2 提出された意見の件数

3件(意見提出者1名)

## 3 提出された意見 及び 意見に対する県の考え方

番号	項目	該当頁	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	①海岸の現況 e)海岸環境 ・自然環境	P10	「クロマツ防砂林では松くい虫による松枯れ被害が深刻化している」との記載があるが、定量的に被害の状況を示すことはできないか。	<p>本計画において、山形沿岸の防護、環境、利用に関する現状・課題等を整理する中で、近年、松枯れ被害が深刻化している状況を踏まえ、自然環境の課題として反映したものですが、被害状況につきましては、別途、県のホームページでご確認いただくことを想定しております。</p> <p>本計画では、現存する砂防林及びそれらと砂浜により形成される白砂青松の景観を保全すべき海岸環境と位置付け、砂防林整備と連携した海岸保全施設の整備を推進することとしております。</p> <p>【参考:松枯れの被害状況が掲載された資料】 <a href="https://www.pref.yamagata.jp/documents/4905/r7kaitei.pdf">https://www.pref.yamagata.jp/documents/4905/r7kaitei.pdf</a></p>
2	①海岸の現況 f)海岸利用	P12	海岸利用に釣りが記載されているが、港湾管理上や安全利用の観点から、立ち入り禁止措置を執っている箇所や、あるいは釣りが可能な箇所のインフォメーションはどのように県民に周知されているか。また、一般の県民が情報を得る手段はあるか。	<p>防波堤や、堤防などの危険な個所については、注意喚起看板や、立入防止柵等を設置して立ち入り禁止の周知をしております。</p> <p>なお、本県の港湾(酒田港、加茂港及び鼠ヶ関港)は船舶又は貨物の取扱いに利用されることから、事故を未然に防止し、利用者の安全を確保するため、港内の釣りを禁止しており、県のホームページでもお知らせしております。</p> <p>そのほかの海岸において事前に立ち入り禁止箇所についての情報を確認したい場合は、各管理者へお問い合わせください。</p> <p>【参考:山形県の港湾】 <a href="https://www.pref.yamagata.jp/180033/kurashi/kendo/kouwan/yamagataport/index.html">https://www.pref.yamagata.jp/180033/kurashi/kendo/kouwan/yamagataport/index.html</a></p>
3	⑤防災体制の整備	P21	「最大クラスの高潮や津波が発生した場合でも「住民等の命を守ることを最優先する」との信念のもと、(中略)、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防衛」の発想により、(中略)、総合的な防災・減災の対策を効果的・効率的に推進するため、次の取組及び支援を行っていく」と記載があるが、以下の記載内容についてハード対策と思料される施設整備も行うのか。	<p>本計画においては、比較的発生頻度の高い津波(L1クラス)に対してはハード対策で対応することとし、施設整備の方針を「第1章(2)海岸の防護に関する事項」で示し、また施設整備の内容を「第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する事項」に整理しています。</p> <p>また、これを上回る最大クラスの高潮・津波(L2クラス)に対しても、住民等の命を最優先に守ることを目的とし、本章で示す通り、L1クラスに対応した施設整備等のハード対策に加え、避難体制の整備や防災教育・訓練等のソフト対策を適切に組み合わせて、総合的に防災・減災対策を推進していくこととしております。</p> <p>本章ではソフト対策についての内容を記載しておりますが、より分かりやすい説明となるよう修正いたします。</p>